

平成22年度京都市予算
下京区に関連する主な事業などを紹介します

市民のいのちと暮らし、
安心安全を支える

▼京都駅周辺地区浸水対策事業

京都駅周辺地区地下施設の浸水対策として雨天時に、雨水や汚水を一時的に溜める施設塩小路幹線、を整備。

▼京都駅周辺の消防救急体制の整備

塩小路通河原町東入上之町に塩小路消防出張所（仮称）を新設。

▼子育て支援

西七条保育園の老朽改築整備（平成23年度から30人の定員増）。

▼環境

▼高瀬川漏水対策調査

近年、水量の減少が見られるため、水量確保を目的とする基礎調査を実施。

▼間伐材を活用した道路路属物の整備

東本願寺前に木製横断防止柵を設置。



▼未来のまちづくり

▼次期下京区基本計画の策定に向けた取り組み

今年度上半期に素案を発表し意見募集を実施。年度内に計画を策定し公表する。

▼崇仁北部改良事業計画見直しと土地区画整理事業計画策定

土地区画整理事業の手法を活用し、住宅地区改良事業の早期完了を図るとともに、崇仁地区将来ビジョン検討委員会で審議された内容の実現に向け取り組む。

▼公共交通優先の歩くまち

▼「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進

四条通のトランジットモーター化に向け、課題解決のための社会実験などを実施。

▼歩道拡幅による快適な歩行空間の確保とマイカーから公共交通への転換を図るための人と公共交通優先の取り組み。

1ル化に向け、課題解決のための社会実験などを実施。



下京区では予算0円で庁舎駐輪場の拡充を提案

▼区民・民間事業者との協働による京都駅周辺の放置自転車対策（区役所敷地内での駐輪場の拡充）

下京区では、130周年の昨年に、下京区全域スランブラーの開催など、「歩いて楽しいまち」の推進につながる事業に取り組みました。今年度は、庁舎の駐輪場を縮小して駐輪場を拡充し、24時間稼働の個別ロック式駐輪機器の設置を計画しています。この駐輪場は来庁者以外の方でも一定時間無料で利用できるように、京都駅周辺の迷惑駐輪の解消、自動車使用の抑制と公共交通利用の促進につなげます。

先月には、皆様の意見を反映できるように来庁者の方などにアンケートを実施しました。

京都駅前周辺駐輪対策協議会が毎月行う啓発などの活動で一定の成果は出ていますが、根本的な駐輪場不足の解消が必要となっています

平成22年度

介護保険料通知書をお送りします

年金からの引き落とし（特別徴収）の方はお知らせ方法が変更になりました

市の介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）を対象に、平成22年度の介護保険料の通知書を、4月下旬までにお送りします。

なお、2月に介護保険料が年金から引き落としされた方には、4月にお送りしていた仮計算による保険料のお知らせを廃止し、保険料確定後の7月にのみお知らせするよう変更します。4・6・8月に引き落とされる額は、2月に引き落としされた額と同額となります。

変更のない方にお送りする通知書は、平成21年度の市民税を基に仮に算定した保険料をお知らせするもので、今年度の市民税額の確定後の7月に計算し直した保険料の通知書をお送りします。通知書に綴られる納付書は、納付方法（年金からの引き落とし・納付書で金融機関に直接納付・口座振替）によって違いがありますので、同封された説明書でご確認ください。

特別徴収の方で、平成20年中に一時的な所得があり、昨年度の保険料が引き上げられた方は、8月の引き落とし額を変更できる場合がありますので、5月中に申請してください。

☎ 福祉介護課介護保険担当 ☎ 371-7228

定期予防接種のお知らせ

市では、予防接種法に基づき、次の通り定期の予防接種を実施しています。対象年齢の方には、接種することをお勧めします。

種 類	接種回数	接種対象年齢など	時期	場所	料金
急性灰白髄炎（ポリオ）	41日以上の間隔で2回	生後3か月～7歳6か月（1歳6か月までの接種が望ましい）	4・10月	保健センター	
百日せき・ジフテリア・破傷風（DPT）※1	1期 初回：20～56日間隔で3回 追加：初回接種終了後、12月以上の間隔で1回	生後3か月～7歳6か月（初回は1歳まで、追加は初回接種から18月までの接種が望ましい）		協力医療機関	
(DT)	2期 1回	11歳～13歳未満（標準は11歳）			
麻しん・風しん（MR）※2	1期 1回	生後12か月～24か月			無料
	2期 1回	小学校入学の前年の年に相当する年齢の人（平成22年度は平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの人）		協力医療機関及び第3期においては、京都市立中学校※3	
	3期 1回（平成25年3月末まで）	中学1年生に相当する年齢の人（平成22年度は平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれの人）	通年		
	4期 1回（平成25年3月末まで）	高校3年生に相当する年齢の人（平成22年度は平成4年4月2日～平成5年4月1日生まれの人）			
日本脳炎※4	1期 初回：6～28日間隔で2回 追加：初回接種終了後、おおむね1年後に1回	3歳～7歳6か月（3歳で初回、4歳で追加の接種が望ましい）		協力医療機関	300円（免除制度あり）
	2期 1回	9歳～13歳未満（標準は9歳）			
B C G	1回	生後6か月未満		保健センター	無料

※1 通常はDPT（三種混合）ワクチンの接種を行いますが、百日せきにかかったことなどにより希望する場合は、DT（二種混合）トキソイドの接種を受けることもできます。

※2 通常はMR（麻しん/風しん混合）ワクチンの接種を行いますが、特に希望する場合は、麻しんまたは風しん単抗原ワクチンの接種を受けることもできます。

※3 第3期の京都市立中学校で接種ができる方は在校生に限ります。それ以外の方は、協力医療機関で接種してください。

※4 平成17年5月30日付けの厚生労働省の勧告により積極的な勧奨を行っていません。また、第2期の接種は当面実施しません。ただし、厚生労働省による検討の結果、積極的勧奨、第2期の接種が再開される場合があります。

注意 発熱している人や重篤な急性疾患にかかっている人、接種液の成分により重度のショック症状を起こした人などは予防接種を受けることができません。

☎ 健康づくり推進課成人保健・医療担当 ☎ 371-7292
または市保健医療課 ☎ 222-4421

4月1日から、下京保健所は「下京保健センター」に名称が変わりました。



国民年金保険料の免除・
納付猶予制度をご存じですか

経済的な理由で保険料の納付が困難な場合、申請して認められると、納付の免除や猶予が受けられます。また、失業や災害に遭われた場合は、所得にかかわらず、同様に認められる場合があります。

国民年金保険料免除制度

保険料の全額、または一部（4分の3、半額、4分の1のいずれかが免除されます。この審査は、本人・配偶者・世帯主の前年所得を基に決定されます。なお、一部免除の場合は、免除後の保険料を納付しな

れば未納（免除が無効）扱いになります。●免除期間の取り扱い 老齢・障害基礎年金などの受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額を計算するときは、保険料を全額納付した場合には比べ、免除される額に応じて一定の割合で減額されます。

若年者納付猶予制度および学生納付特例制度

30歳未満の若年の方及び学生の方を対象とし、申請が承認されると、納付が猶予されます。この審査は、「若年者」のみを申請する場合は本人と

配偶者、「学生」の場合は本人の前年所得を基に決定されます。

平成21年度に引き続き、学生納付特例を申請される方は、日本年金機構から送付される申請書（はがき）をできる限り4月中に提出してください。

●納付猶予期間の取り扱い 老齢・障害基礎年金などの受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額を計算するときは算入されません。

※詳しくは、お問い合わせください。●申請 保険年金課年金担当 ☎ 371-7254